

認知症地域支援体制構築等推進事業について

平成20年2月21日
三重県健康福祉部
長寿社会室

認知症地域支援体制構築等推進事業の創設 (平成19年度～)

地域において認知症の人と家族を支えるため、支援を行う「資源」をネットワーク化し、相互連携を通じた地域支援体制を構築

(実施主体) 都道府県

(事業内容)

- 1 推進会議の設置
- 2 地域支援体制構築事業(モデル地域)
 - コーディネーターの配置
 - 地域資源マップの作成
 - 地域支援体制推進事業
 - ・コーディネーター等によるケアのサポート
 - ・徘徊SOSネットワークの構築 など
- 3 認知症対応型サービス事例の普及

推進会議

【役割】

- 事業の円滑な実施・事業成果の普及

【構成員】

- 医療・福祉関係者、認知症高齢者の家族、認知症ケアの有識者、行政、介護事業者、地域包括支援センター、コーディネーター等

【業務】

- モデル地域の取組みの分析・評価
- モデル地域の取組みの情報発信
- コーディネーター等モデル地域の活動支援
- 認知症対応型サービスの取組事例の分析・評価 等

地域支援体制構築事業① (モデル地域の事業①)

- モデル地域の選定
市町村、広域連合、保健所、2次医療圏など実情に応じて
- コーディネーター

【業務】

- ・ 地域資源マップの作成
- ・ ネットワーク構築の推進・調整
- ・ 認知症に関する専門的助言

【要件】

- ・ 認知症の人や家族への支援を実施している者
- ・ モデル地域の認知症ケアのニーズや事業所の状況等を熟知(複数人のチームでも可)

地域支援体制構築事業② (モデル地域の事業②)

- 地域資源マップの作成

(例) 地域包括支援センター、認知症サポート医、かかりつけ医、認知症介護指導者、キャラバンメイト、認知症サポーター、介護施設・事業所、民生委員、認知症の人や家族の支援団体、警察・消防等、権利擁護関係者、福祉NPO、近隣商店等

(マップ掲載者の留意事項)

- ・ 役割の合意形成
- ・ ネットワーク形成

地域支援体制構築事業③ (モデル地域の事業③)

- 地域支援体制推進事業
(認知症ケア等のサポート)
コーディネーターが、地域包括支援センター等に対して、認知症に関する相談、ケアプラン等に関する専門的助言やネットワークづくり等を支援
※ 地域包括支援センター等は、地域資源マップを活用して適切なサービスへ

(徘徊SOSネットワークの構築)

地域の様々な関係者が有機的・重層的に認知症高齢者を見守り・支援

- その他

- ・ モデル地域の創意工夫による事業
「物忘れ相談」の実施
認知症高齢者等のネットワーク支援
見守りネットワーク
センター方式を活用した事例検討
- ・ 認知症高齢者グループホーム、認知症デイサービス、小規模・多機能型居宅介護のモデル事例の抽出・普及

認知症対応型サービスの取組事例の普及

【目的】

- 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護を実施している事業所について、そのサービス内容を広く住民に情報提供することを目的とする

【実施方法】

- 県は市町を通じて、冊子、県ホームページへの掲載を希望する事業所を募る。取組の掲載を希望する事業所については、取組事例を記載した原稿を県へ提出してもらう。事業所は、指定日・定員等の基本的な情報及び事業所の強み、取組内容等を自由に記載。）
- 事業所から提出された事例（原稿）を推進会議に諮る。
- 事例は冊子としてとりまとめる。冊子は、市町、地域包括支援センター、老人性認知症センター等へ配布。
- また、ホームページも活用し、利用者・家族、ケアマネジャー等が情報に容易に接することができるような配慮を行う。
- 市町及び管内関係団体は、本事業について各事業所へ周知をお願いしたい。
- 上記の取組み事例のほか、県・各市町等の認知症対策事業の情報も併せて掲載できるホームページを今後検討

平成20年度事業予定について

1 キャラバン・メイト養成研修・認知症サポーター養成講座(各3回開催)

- これまで事業を実施してきたのは一部の市町にとどまっており、また県の支援を求める声もあることから、**20年度は、本事業を市町の協力の下、県主導で行うこと**としたい。
- 具体的には、**県で研修・講座を各3回、各地域で開催するので、その際、市町職員にも参加いただき、事業実施のノウハウ修得**を目指す。研修・講座の開催費用については、県が全額負担。また、県では、20年度中に事業実施のマニュアルを作成し、全市町に配布することとしている。
- 21年度以降は、事業実施のノウハウを取得した市町職員が、地元市町で事業を展開してもらうことにより、加速度的にサポーター等を養成することを目指す。
- 市町とキャラバンメイト、サポーターが協力して地域で認知症高齢者等を支える取組を進めていくことが重要であることから、**キャラバン・メイト養成研修及びサポーター養成講座の両方について地元開催を希望する市町を募集**する。その際には、21年度以降、市町として認知症対策をどう進めているのか、事業計画の提出を求める。(1回の研修・講座につき、複数の市町が参加することも検討)

2 認知症知識普及講座(1回開催)

- 認知症対策の基本は、「多くの人が認知症を正しく知る」こと。認知症高齢者等を地域で支えるためには、医師・ケアスタッフといった専門家のみならず、地域の住民全体に認知症に関する正しい知識と理解が浸透することが必要不可欠。
- このため、医師、認知症介護の専門職や介護経験者等を講師役に、**県民を対象とした、認知症知識普及講座を県で開催**。

